入院助産制度のあらまし

◆ 助産施設とは

助産施設とは、経済的な理由で病院や助産所に入院して出産することができない妊産婦のために、児童福祉法第36条により安全な出産を図る施設(病院・助産所)です。

◆ 施設を利用できる方

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 当該年度分(4~6月出産の方は前年度分)の市民税が非課税の世帯
- ③ 当該年度分(4~6月出産予定の場合は前年度分)の市民税の均等割のみ課税の世帯
- ④ 当該年度分(4~6月出産予定の場合は前年度分)の市民税の所得割の額が 19,000円以下で、市長が特に必要と認めた世帯
 - ※ ただし、③、④については、健康保険(国民健康保険を含む)から給付を 受けることができる額(出産育児一時金)が48.8万円(産科医療補償制 度により加算される額(1.2万円)を除いた額)以上の方は、利用できま せん。

◆ 利用料金(本人負担額)

A ··· 出產育児一時金(※)

区 分	基 本 額(円)	加 算 額 (円)	合 計(円)
上記①に該当する方	0	0	0
上記②に該当する方	2, 200	$A \times 0$. 2	99,800
上記③に該当する方	4, 500	$A \times 0$. 3	150,900
上記④に該当する方	(所得割額が9,000円以下)6,600	$A \times 0$. 5	250,600
	(所得割額が19,000円以下) 9, 0 0 0		253, 300

- ※ 488,000円(産科医療補償制度により加算される額(1.2万円)を 除いた額)
- * ②については、単身世帯やひとり親世帯、障害者世帯などに該当する場合、 基本額が免除され、利用料金は97,600円となります。
- * 京都市国民健康保険の被保険者の方は、国民健康保険から受け取る出産育児一時金から利用料金を差し引いて、直接納付することができます。詳しくは区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室(子育て推進担当)でお尋ねください。
- * 利用料金を納入通知書により納付する場合は、退院日以降に納入通知書を 送付しますので、お近くの金融機関で納付してください。
- * 対象は、出産のために入院から退院までの間に入院助産を受ける費用で、 入院前・退院後の費用や交通費は含みません。
- * この他に病院によりおむつ代などの実費を請求される場合があります。
- * 多胎出産の場合、「基本額」 + 「加算額×出生児数」が利用料金となります。

◆ 手続

助産施設を利用される方は、世帯の課税状況を把握したうえで、お住まいの区の区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室(子育て推進担当)へ、次の書類を添えて事前にお申し込みください。

必要書類

- ① 児童福祉施設入所申込書
 - * 用紙は区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室にあります。
- ② 健康保険の資格情報がわかるもの(マイナポータルの資格情報画面、「資格情報のお知らせ」、資格確認書、健康保険被保険者証(令和7年12月1日までに限る)など)
- ③ 入院予約票など助産施設で出産を予約している証明書
- ④ 母子健康手帳(写)など出産予定日を証明する書類
- ⑤ 個人番号確認書類及び本人確認書類
- ⑥ 障害者手帳等の写し(世帯に障害を有する者がいる場合のみ)

◆ 入所の決定

必要な審査を行ったうえ、入所の承諾・却下を決定し通知します。 なお、入所の承諾後に世帯状況の変更、住所変更、健康保険への加入・変更・ 脱退、多胎出産、出産予定施設(病院)の変更等により、申込内容に変更が生じ た場合には、決定の変更を行う場合がありますので速やかにお申し出ください。 また、入所が適当と認められなくなった場合は承諾を解除します。

◆ 京都市内の助産施設一覧表

施 設 名	所 在 地	定員	電 話 番 号
京都第二赤十字病院	上京区釜座通丸太町上る春帯町355-5	2	$2\ 3\ 1-5\ 1\ 7\ 1$
京都府立医科大学附属病院	上京区河原町通広小路上る梶井町465	2	2 5 1 - 5 1 1 1
京都市立病院	中京区壬生東高田町1の2	2	3 1 1 - 5 3 1 1
京都第一赤十字病院	東山区本町十五丁目749	4	5 6 1 - 1 1 2 1
洛 和 会 音 羽 病 院	山科区音羽珍事町 2	3	5 9 3 — 4 1 1 1
今井会第二足立病院	南区四ツ塚町1	1	681-7316
京都民医連中央病院	右京区太秦土本町2番1	5	861-2220
京 都 桂 病 院	西京区山田平尾町17	2	3 9 1 - 5 8 1 1
独立行政法人国立病院機構 京都 医療 センター	伏見区深草向畑町1-1	*	6 4 1 - 9 1 6 1
医仁会武田総合病院	伏見区石田森南町28の1	3	572-6331

※ 空き状況によるため、詳しくは助産施設にお問い合わせください。

◆ 京都市外の助産施設への入所

京都市外の助産施設に入所することもできますが、区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室(子育て推進担当)担当者と相談して、入院助産を受けようとする病院が助産施設の認可を受けているかどうかを確認したうえで、ベッド予約などの手続を行ってください。



発行課:京都市子ども若者はぐくみ局

子ども若者未来部子ども家庭支援課